

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討 ワーキンググループ開催要綱

1 目的

行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおける評価結果を踏まえ、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において改革案の検討が進められてきた。

このうち、生活衛生関係営業対策事業費補助金の事業評価については、平成22年12月24日にとりまとめられた「生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書」において、審査・評価委員会の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討する場を設けることについて提言がなされたことから、有識者等関係者の参加を求めて「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催し、専門的・実務的な見地から検討を行う。

2 ワーキンググループの構成等

- (1) 生活衛生関係営業の振興に関する検討会の下にワーキンググループを設置する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- (4) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

3 検討事項

- (1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会の在り方について
- (2) 生活衛生関係営業対策事業費補助金の事業評価の実施方策について
- (3) その他

4 その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) ワーキンググループは、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が健康局生活衛生課と協議の上定めることとする。